

障がい者施策推進協議会での主な意見（10／26）

- ・障がい者福祉計画ではあるが、たとえば項目の中には難病の方への支援というのものもある。以前は施策推進協議会に健康福祉部長が出ていたこともあった。健康福祉部全体で考えていくっていうことが必要ではないか。
- ・障がい者福祉計画が、どのように一般の方の暮らしに結びついているのか、それを底上げするような理念を持って進めていただきたい。
- ・一般の学校が、本当に障がいのある方を受け入れられるか、実際にそこで一緒に学ぶ環境を、どれだけ普通学級の中で作るのかっていうことが課題になってくる。
- ・最近施設でも高齢化が進んでいるが、65歳問題について、本人さんのニーズが先じゃなくて、年齢が先にありきかなとも思うので、市町に指導をしていただきたい。
- ・強度行動障がいについて、家族の依存や支援が大変になってきている。人材育成とかスキルより、基本は受け入れ体制の充実、施設機能の強化が課題なので、行政と考えていきたい。
- ・障がいのある方と避難訓練をするなら、支援がいる方々が多いのでコミュニティごとの自治体、地域を巻き込んだ支援の計画だとか、訓練の実施計画と一緒に協議する中で、日頃からどこにどういう人たちがいるのかということをつまみながら、訓練も進めるのが重要。
- ・強度行動障がいの人が地域移行プログラムの中で、症状が改善したとしても、実際にその地域に戻ると元に戻ってしまうとか、受け入れ体制がない実情があり、当事者にとって負担が大きいので、日常的にそういう相談をしたり、アドバイスをもらえる機能を持った施設があるといい。
- ・重い方ばかりを受け入れている施設が、ずっと負担を強いられるのではなくて、軽度な方、中度の方でも受け入れている施設に、環境を整えられる補助があつて人材確保も含め緊急でも備えられるような体制を整えるための補助制度があるといい。
- ・強度行動障がいに関して緊急時は、実践も含めて、かなり高度な技術、能力、体制も含めて必要になってくることを考えると、緊急的な状況をまず未然に防止しておく体制をつくるのが大切で、そのためには人材育成も必要。有期限でまず利用できることを前提で、中期間、ホッとするような場所を確保しているのが、最近行われている全国的な取り組み。
- ・一方で、強度行動障がいに関して今厚生労働省の方でも初めて検討委員会が設置されていて、おそらく福井県の課題と全国的な課題っていうのはそんなに違わない。強度行動障がいを未然に防止するというのも大切で、教育との連携がすごく重要になってくるというところ。
- ・この障がいはある意味二次障がいで、コミュニケーションができなかったりして出てくる障がいというふうに理解した上で、そういった行動の障がいを発生させないで幼児期から適切な支援をして行くことが重要。
- ・県の施策推進協議会と自立支援協議会とかに、少し長期的に見直して行く必要がある。例えば市町行政の方が全くこの場に入らないっていうことも含めて、タウンミーティングだけではなくて、こういう会議体にも障がいのある方々もご参加いただけるかということも、長期的に考えていく必要がある。
- ・コロナの3年間で、障がいのある人たちの生活、家庭での生活も、施設や学校での生活もダウンしている。支援者がどんどん変わっており、次々に入ってきて次々に辞めていく。都度都度適切な支援をいただかなければならない人たちがどんどん変わってしまうことで、支援が途切れていく。

- ・一度落ちてしまったその人の生活力とか対応力っていうのは続いてこそ効果が出てくるんであって切れてしまうと全く知らない人がそこで普通に対応することによって発作が起きたり、転ぶはずのない人が転倒したり、サービスは低下していく。
- ・その低下したサービスというものを、この7次計画というか、この会議の中でもしっかり受け止めていかないと前に向かってこれしよう、あれしようっていうのは大変大事だが、落ちてしまったものを拾い上げてこれは維持しなきゃっていう意識を持っていただくことはすごく大事。
- ・福井県も含めて大都市以外の地域では専門職人材の不足っていうのは確実に押し寄せてきているにもかかわらず、問題を抱えたケースを総合的に対応する人材を必要としているという、矛盾が起きてしまっているような感じがある。今回計画の中で人材の確保というところが打ち出されているところはすごく大事。
- ・強度行動障がいの緊急時受け入れるというところの体制や、予防という部分とを合わせて考えていくという意味でも、人材の育成というところを福井県として打ち出して行くべきなんじゃないか。
- ・究極的には、意思決定支援に携わる職員の知識技術の向上、技術の推進というところに、各障がい特性に応じた人材育成なども入ってもおかしくない。人材育成の各項目に散りばめられた内容をこのままいくのかどうか計画策定で検討できればと思った。
- ・人材育成の推進の核になるのは基幹相談支援センターで、今回の法改正を踏まえて基幹相談支援センターの設置促進は、明文化していてもいいのではないか。
- ・精神保健福祉法の法改正も予定されており、これは精神科病院における虐待防止の内容で、未然にそこは防止すべきということもあるので、これを計画に入れるかどうか一旦事務局で持ち帰っていただければと思う。
- ・障がいのある人の権利擁護虐待防止の中に選挙に対する配慮が入っていること、ちょっとこの若干の違和感があるので、一度見直したい。
- ・インクルーシブ教育と特別支援教育の充実、これを併記することについて、勧告においては特別支援教育の充実っていうことをまあ、中止に向けた意見が出されているが国は中止を考えていない。福井県として障がい特性のあるお子さんの教育を進めていく上で、併記がやっぱり重要であるというふうに、結論付けるのか考えたい。
- ・居住支援について、障害者総合支援法の改正にもある地域生活支援拠点の充実が住みたいところに住むことができるということ、グループホーム＝住まいではないというところを打ち出して行く上でも、この充実をやって行くと言うことがきちんと検討して提示できるといい。
- ・今回、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムという記述がないが、国の施策の方にも書かれており後押しする意味でも、適切な福祉医療サービスの確保のところで、今の計画案では地域包括ケアシステムと書かれているが、ここに福祉と医療との連携という意味で、この「にも包括の推進」というのを加えると、精神障がいの方も置いてけぼりにならずにこの体制が構築されるのではないか。
- ・計画において何をもちょう目標値を設定するのかというところ、例えば引きこもりだと市町ベースもしくは圏域ベースで市町引きこもりの支援連絡会議のようなものを構築して行くみたいな設定があると市町の方々のバックアップも充実してくるんじゃないか。
- ・高齢化、少子高齢化の問題で、我々の家族会員も70前後から視覚障がいや特に聴覚に問題のある人が多くなっている。今、IT化が進んで高齢者もだんだんスマホに乗り換えてる。また、字幕は一番耳の

障がいの人にいいんじゃないか。WEB 会議で発言者、私が今しゃべっていることが文字になる。スマホとか大きいタブレットにそういう字幕が入るとか、そんなことを県で考えていただきたい。

- ・ 権利条約や勧告、長期入院とか強制入院の問題とか、インクルーシブの問題なんか、あるいは支援法の改正。その辺はどの辺までリンクさせて盛り込んでいくかについて、また検討させていただきたい。グループホームイコール住いではないというところで、それはその通りかなと思うが、その辺、例えば計画に盛り込むとすると、どういう風な書きぶりが可能なのか時間があれば少し教えていただきたい。字幕とか、手話についてはおっしゃる通りなので、できるだけそういう環境を整えていきたい。
- ・ 障がい程度が重たい方であっても、自ら希望する場合に住み続けるため、臨時で対応した時に各機関が連携して対応できるように、安心安全に希望をちゃんと意思表示できるようなことにつながるかなと言うところで、地域生活支援拠点の拡充というところを一つテーマとして打ち出せるのでは無いか。
- ・ もう一つは自立生活援助のサービスをより広げていくって言うことが、直近では障がい福祉の分野でもできることではないか。
- ・ 後は居住支援法人とか居住関係の担当との連携ってところもあるが、住みたいと思っても住む場所を確保できないってこともあり、障がい福祉のグループホームを利用する人もいるのではないか、そういった公営とか、民間住宅とか居住の場の確保というところが重要。